

報告第13号

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを市議会に報告する。

令和8年6月12日提出

総社市長 片岡 聡 一

報告理由

令和7年9月11日付けで市議会の議決を得て工事請負契約を締結した国民宿舎サンロード吉備路改修工事（機械設備）において、既設パッケージ空調室外機取外復旧等による工事請負金額の増額が生じたため、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年5月1日に専決処分したものである。

工事請負変更契約書

1 工 事 名 国民宿舎サンロード吉備路改修工事(機械設備)

2 工 事 場 所 総社市 三須 地内

3 原請負契約年月日 令和 7 年 9 月 11 日

4 変更契約事項

(1) 工 事 内 容 別紙変更設計書のとおり

(2) 工 期

変更前着手	令和 年 月 日	変更後着手	令和 年 月 日
変更前完成	令和 年 月 日	変更後完成	令和 年 月 日

(3) 請負変更金額 1,436,050 円 増 内取引にかかる消費税及び地方消費税の額 130,550 円 増

変更前工事請負金額	157,843,950 円
変更後工事請負金額	159,280,000 円
差 引	1,436,050 円

変更前消費税及び地方消費税の額	14,349,450 円
変更後消費税及び地方消費税の額	14,480,000 円
差 引	130,550 円

(4) そ の 他

5 そ の 他 原工事請負契約書のとおり

上記変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を原工事請負契約書とともに保管するものとする。

令和 8 年 5 月 1 日

発注者

総社市中央一丁目1番1号
総社市
総社市長 片岡 聡



受注者

住所

岡山県総社市北溝手235番地
株式会社エンスイ工業
代表取締役 難波 佳代

氏名





位置図



■ 修繕的方針—高圧洗浄—干乾補修→防水改修(カパー工法)部分詳細図(1)参照

内装改修（既存床仕上更新、壁・天井：塗装塗替え）

 : 内装改修（既存床タイルカーペット更新+既存壁仕上げ一部補修の上
弾性シリコントップコート）

② : コーナーカード取付

- 既存天井ボード仕上面においては、設備改修の内容により補修が伴う場合は建築工事にて行い、補修+塗装を行う

- 図中色塗り。ハツ子無き部屋は既存のままとする。

既設パッケージ空調室外機

1 2 3

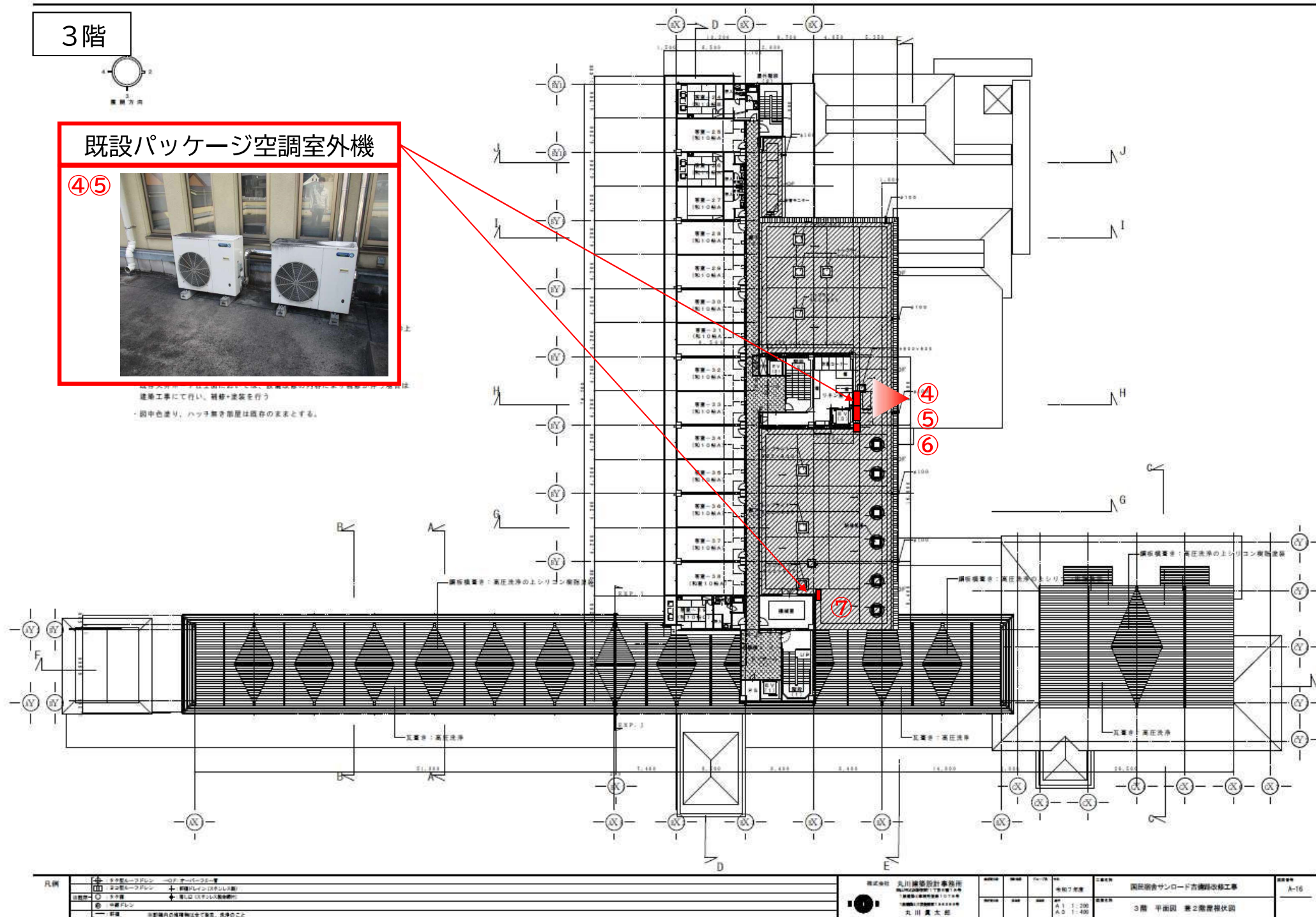
[illegible]

①◀ : 写真の番号, 撮影方向を示す

④⑤



- 図中色塗り、ハッチ無き部屋は既存のままとする。



① ◀ : 写真の番号, 撮影方向を示す